

10月28日(日)は中井町長選挙の投票日です

●告示日(立候補者届出日)は10月23日(火)

問合せ

中井町選挙管理委員会 ☎(81)11111

11月13日の任期満了に伴う中井町長選挙が次のとおり行われます。

●投票時間

午前7時から午後8時まで

●投票場所

投票場所は町内4か所です。

※投票は、「投票所入場券」に記載してある投票所で行ってください。

※「投票所入場券」を紛失したとき、または、お手元に届かなかったときは、投票所で係員に申し出てください。

※「投票所入場券」は、告示日10月23日に発送(郵送)開始となります。

●投票できる人

投票できる人は、次の要件をすべて満たす人です。ただし、一定の失格事項に該当する人は除きます。

- ①平成12年10月29日までに生まれた人
 - ②平成30年7月22日までに転入届を出したか、または住民票が作成された人で、引き続き投票日まで中井町の住民基本台帳に登録されている人
- ※入場券が届いた人でも、投票前に他市区町村に転出した場合は投票できません。

●選挙公報

候補者の政見などを掲載した選挙公報を発行します。

配布方法…主要新聞折込
配布日時…10月26日(金)

※新聞に折り込まれていなかった、または、新聞をとっていないなどの方については、お手数ですが町内各公共施設、金融機関などでお受け取りください。

※設置場所の詳細は、町選挙管理委員会までお問い合わせください。

●期日前投票

投票日当日に、仕事や用事などで投票所に行けない場合は、次のとおり期日前投票をすることができます。

投票期間…10月24日(水)から10月27日(土)
投票時間…午前8時30分から午後8時

投票場所…中井町役場 3階 大会議室
持ち物…投票所入場券

※開始日に届いていない場合や、紛失された場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票場所まで係員に申し出てください。

●不在者投票

他市区町村での不在者投票

投票日当日に、出張などにより他市区町村に滞在する場合には、町選挙管理委員会から事前に投票用紙などの交付を受けた上で、滞在地の市区町村選挙管理委員会にて不在者投票ができます。

入院(所) 中の人の不在者投票

都道府県の選挙管理委員会指定の病院や老人ホームなどに入院(所) 中の人は、病院長などの

管理のもとで投票することができます。詳しくは入院(所) 中の病院や老人ホーム、町選挙管理委員会までお問い合わせください。

郵便による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちの人で、身体に重度の障害があり、一定の要件に該当する人や、介護保険の被保険者証(要介護度5)をお持ちの人は、選挙管理委員会からあらかじめ「郵便投票証明書」の交付を受け、在宅のまま投票することができます。

郵便による不在者投票を希望する人は、お早めに町選挙管理委員会へご連絡ください。

なお、郵便による不在者投票の投票用紙などの交付請求期限は、10月24日(水)です。

●開票日

開票は、10月28日(日)午後9時から農村環境改善センター多目的ホールで行います。

町長選挙立候補予定者の事前説明会

町長選挙に伴う立候補予定者の事前説明会を次のとおり開催します。

日時 9月21日(金)13時30分から
場所 中井町役場3階大会議室

※出席者は、1候補につき3名(候補者を含む)以内でお願いします。